

大学設置基準等における教育課程等に係る特例制度の 申請・審査（令和5年度）について

令和5年4月

文部科学省高等教育局大学教育・入試課



文部科学省

0. 本日の流れ

1. 令和5年度の申請・審査スケジュール【新規】
2. 申請状況・意向調査結果の概要【新規】
3. 申請に当たっての留意点【新規】
4. 教育課程等に係る特例制度の概要【令和4年度の内容と同じ】
5. 各大学からいただいたご質問への回答
【令和4年11月説明会資料を時点更新や一部加筆したもの】

※後日視聴できるように、本資料・動画を文部科学省ホームページに掲載します

1. 令和5年度の申請・審査スケジュール

申請・審査スケジュール（令和5年度）

- ・申請は随時受付。
- ・申請前に、取組開始期間と審査スケジュールの確認等のため、文部科学省に事前連絡を。
Web相談と兼ねて、事前連絡をすることも可能。

<申請・審査期間の目安>

- ・取組開始時期（例：令和7年4月）の遅くとも1年前を目安（例：令和6年3月）に申請してください。
- ・本特例の申請に関連して、学部等の「設置認可申請」を予定している場合は、当該設置認可申請を行う半年～1年前を目安に申請してください。
- ・本特例の申請に関連して、学部等の「届出設置」を予定している場合は、当該届出設置が「不可」とされたとき、本特例の認定も取り消される場合があります。事後的な認定取消しに至らないよう、可能な限り「届出設置の事前相談の受審」をされることをお勧めします。
- ・いずれの場合にも、申請内容に応じて、必要な審査期間が目安よりも短くなったり、長くなったりすることに御留意ください。また、審査の状況によって、当初計画した取組開始時期から変更を検討していただく場合もあります。

(参考) 事前連絡フォーム

・申請に先立ってお願いしている「事前連絡」は、申請の意向や予定があることを事前に一報いただくもので、[専用フォーム](#)から御連絡ください。

【事前連絡フォーム】教育課程等に係る特例制度の認定申請について

申請に先立って、取組開始期間と審査スケジュールの確認等のため、事前連絡をお願いしているものです。
※事前連絡から本申請までに内容に変更が生じても差し支えございません。

...

* 必須

1. 大学等名 *

回答を入力してください

2. 教育課程等に係る特例制度の認定を受けようとする学部等名 *

(例) ○○学部○○学科

回答を入力してください

3. 特例対象規定 *

- 第19条第1項 (授業科目の自ら開設の原則)
- 第22条 (1年間の授業期間)
- 第28条・第29条第2項・第30条第4項 (単位互換等の60単位上限)

4. 開始予定年度 *

- 令和6年度
- 令和7年度
- その他

5. 補足資料等があれば、以下のリンクより御提出ください。 *

<https://mext.ent.box.com/f/3d76cd36d6af436c8c46874f73d97d8b>

ファイル名において、大学等名を明らかにしてください。
(例) 【A大学】xxxxxx

- 補足資料を提出しました。
- 補足資料はありません。

6. Web相談の希望の有無 *

【参考】Web相談の予約について
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/web_soudan.html

- 希望する。*お手数ですが、別途、予約手続きをお願いいたします。
- 希望しない。

7. 連絡担当者 (氏名・職名等) *

回答を入力してください

(参考) Web相談について

文部科学省ホームページからオンラインによる相談を受け付けます。(予約制 最大50分)

- 1 「Web相談」は、特例制度の「申請」に関する相談（申請書類の記入方法、審査スケジュール等に関する質疑応答）です。制度自体に関する質問等は、メール等で問合せをお願いします。
- 2 「Web相談」は、申請予定者等の希望に応じて行うものであり、申請を行うための条件ではありません。
- 3 「Web相談」の前には、あらかじめ文部科学省ホームページで公開している実施要項や説明資料、Q & A等を御確認ください。

相談内容例)

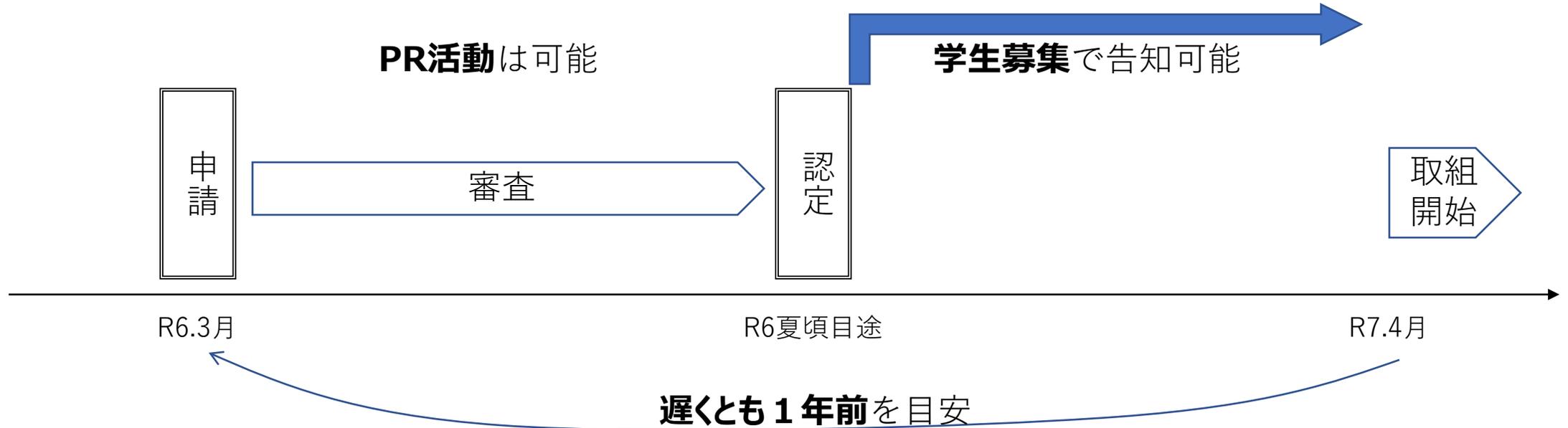
- ・ ●●学部において、▲▲の制限によらない、～～といった教育課程を計画しているが、その際の特例対象規定としては、「大学設置基準第■条及び第▼条」という理解で良いか。
- ・ 「積極的な情報公表」の要件に関して、～～といった内容は、法令上必須となっている情報公表事項より踏み込んだ取組と理解して良いか。 など

- ※ 大学等の設置認可及び届出に関することは、大学教育・入試課大学設置室にお問い合わせください。(本特例制度の申請に当たって、大学等の設置認可及び届出は必ずしも必要ではありません。申請内容によっては、これらの手続が必要になる場合もあります。)
- ※ 教員免許取得に係る課程認定に関する内容を含む申請の場合は、総合教育政策局教育人材政策課にも御連絡ください。その他各種国家資格等に関することは、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ※ その他詳細は、文部科学省ホームページの「[Web相談の受付](#)」を御覧ください。

スケジュールイメージ（基本形）

- ・ 取組開始時期（例：令和7年4月）の遅くとも1年前を目安（例：令和6年3月）に申請。
- ・ 認定を受けた後に、正式に学生募集において先導的な教育・規制緩和の内容を告知可能。
- ※ **「PR活動」**については、認定前においても、申請機関又はその設置者の責任において、「申請中であり、内容に変更があり得る」ことが明確に伝わるようにした上で、行うことが可能です。
- ※ 他方、**「学生募集」**（募集要項の配付、出願受付、入学者選抜等）及びそれに類する行為（指定校推薦の調整・登録、模擬試験等）については、認定前に、規制緩和を前提とした教育内容を示して行うことはできません。

スケジュールイメージ（基本形：学部等の設置認可申請を伴わないケース）

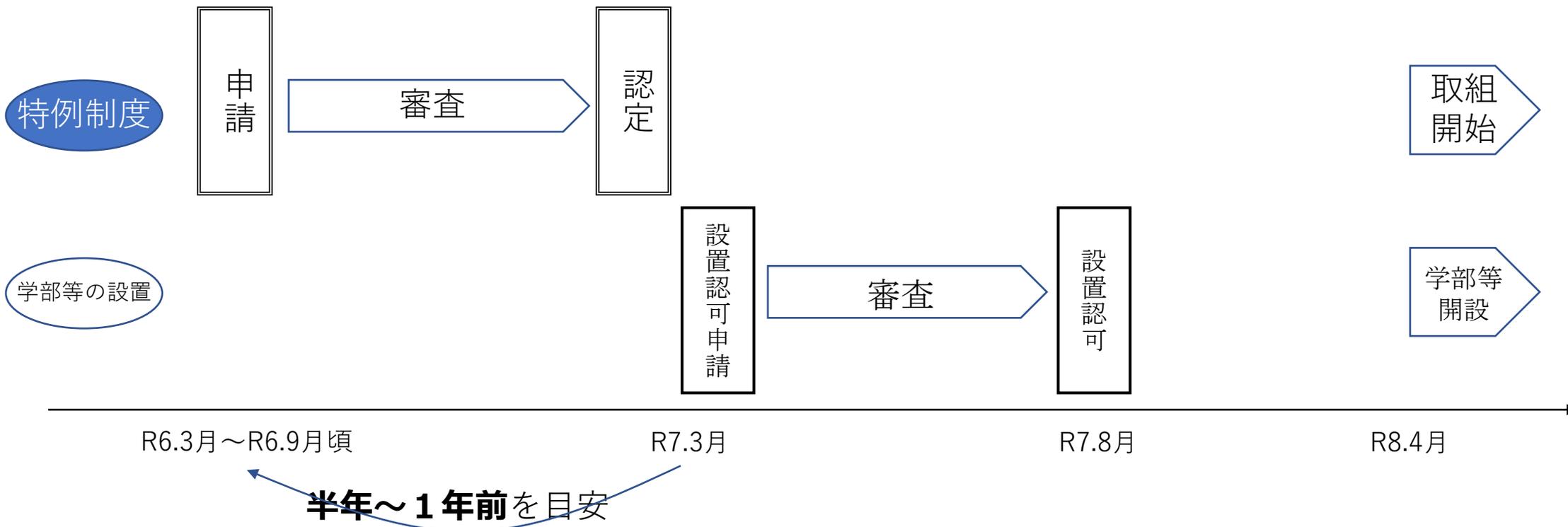


スケジュールイメージ（設置認可申請を伴う場合）

・本特例の申請に関連して、学部等の「設置認可申請」を予定している場合は、当該設置認可申請を行う半年～1年前を目安に申請。

※ 前頁の基本形（学部等の設置認可申請を伴わない場合）と比べて、取組開始（学部等開設）までの審査・準備期間が長くなることに御注意ください。

スケジュールイメージ（学部等の設置認可申請を伴うケース）



2. 申請状況・意向調査結果の概要

申請状況・意向調査結果の概要（令和4年度）

- ・ 令和4年度末時点で、3件の申請（現在審査中）。
- ・ 意向調査の結果、「2～3年のうちに申請を検討」すると回答したのが47機関。
- ・ 活用（緩和）を希望する特例対象規定については、「授業科目の自ら開設の原則」と「遠隔授業の60単位上限」が多い。

意向調査結果（調査期間：令和4年11月30日～令和5年1月31日、○回答数：688件）

	計	大学	専門職大学	短期大学	高等専門学校
令和4年度申請予定	5	4	0	0	1
令和5年度以降2～3年のうちに申請	47	44	0	2	1
今後検討（時期未定）	400	301	7	63	29
なし	236	142	2	78	14
計 ※()内は回答率	688 (59%)	491 (62%)	9 (60%)	143 (46%)	45 (79%)

3. 申請に当たっての留意点

申請に当たっての留意点

- ・申請に当たっては、**積極的にWeb相談（申請の事前連絡を兼ねることも可）を活用**してください。
 - ※申請に先立ってお願いしている「事前連絡」は、申請の意向や予定があることを事前に一報いただくもので、[専用フォーム](#)から御連絡ください。
 - ※希望制である「Web相談」は、所定の様式で申し込みください。⇒ 文科省HP：[「Web相談の受付」](#)からアクセス
- ・特に「規制緩和の必要性」については、**規制緩和そのものを目的化するのではなく、申請目的に記載する先導的な教育のために、必要不可欠な「手段」、より効果的・効率的に実施する「手段」であることを意識**して、申請計画書を作成してください。
- ・取組内容の具体性を確認するため、（大学の学部の場合）**4年間を通じた「履修モデル」（※）を追加提出いただくことがあります。**
 - ※学部・学科・コース等ごと、各年次ごとの履修単位数、履修科目名、科目別の対面/遠隔等の授業形態などを明らかにした卒業要件単位数の取得例
- ・申請計画書の記載内容については、[実施要領](#)のpp.6-9を十分確認の上、必要事項を記載ください。

4. 教育課程等に係る特例制度の概要

大学設置基準等改正の主な具体的内容

一 総則等理念規定の明確化

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づいて、入学者選抜及び教育課程の編成を行うよう明確化
- 総則の理念について、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた、不断の見直しを行うよう明確化

二 教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理

- 分散して規定されている現行の組織に係る規定や教員と事務職員等の連携・協働の規定を一体的に再整理・明確化
- 「教員組織」について、「教育研究実施組織」に改め、規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ編制する旨規定
- 教育研究実施組織の編制に当たり、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確化
- 厚生補導を行う組織について、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定
- 事務組織について、大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定

三 基幹教員、授業科目の担当、研修等に係る規定

- 専任教員の概念を、「基幹教員」と改め、定義の明確化や最低必要教員数の算定に当たり、複数の大学・学部での算定も可能とすることやその算定は4分の1までとすること、主要授業科目は基幹教員に担当させる旨規定
- 授業科目の担当に関し、指導補助者について条文上明示的に規定し、指導補助者に対する研修を必須化

四 単位数の算定方法

- 単位の計算方法について、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する旨規定

五 校地、校舎等の施設及び設備等

- 校地（空地）の役割（教員と学生、学生同士の交流の場）について明確化
- 運動場や体育館その他のスポーツ施設及び講堂並びにその他の厚生補導施設について必要に応じ設ける旨規定
- 校舎等施設について、組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとする旨規定
- 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものと規定
- 閲覧室等の紙の書籍のみを想定した施設に係る規定について削除し、図書及び図書館について、図書館を中心に系統的に整備し提供すること、必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする旨規定

六 教育課程等に係る特例制度

- 教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、特例対象規定の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度を創設
- 認定を受けた大学（教育課程等特例認定大学）は、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則に定め、公表する旨規定
- ※ 認定基準手続きに関する告示は別に定める

七 大学設置基準のその他の改正事項

- 1年間の授業期間は35週にわたることを原則化
- 各授業科目の授業期間について、4学期（クォーター）制も加えて例示、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として明確化
- 単位の授与について、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える旨規定
- 卒業要件に定める在籍年数について、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化、併せて大学が定める要件を満たす旨規定
- 専門職学科における授業を行う学生数について、同時に授業を行う学生数は40人以下と引き続き明示した上で、例外は「授業の方法等の教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられると認められる場合」であることを明確化

八 大学通信教育設置基準の改正

- 印刷教材等による授業に関し、インターネット等による教材提供が可能である旨明確化、放送授業に関し、インターネット等を通じた映像等の提供が含まれることを明確化

九 本省令の附則

- 施行日：令和4年10月1日
- 以下の趣旨の附則を規定
 - ・基幹教員に関する各規定、校舎及び研究室には経過措置を設けること
 - ・令和5年度開設の設置審査については、従前の規定のとおりとすること
 - ・令和6年度開設の設置審査については、改正後の規定又は従前の規定のいずれかで審査を受けられること
 - ・令和7年度以降開設の設置審査については、改正後の規定で審査を受けること

※ 専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について関連する所要の改正を行う。

※ 大学院関係設置基準については、六の教育課程等に係る特例制度について、今回の改正は見送ることとし、三の基幹教員の取扱いについては大学院部会において引き続き検討を行う。

教育課程等に係る特例制度について

考え方： 大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を創設。

①教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合
かつ

②以下を行う大学であること

- － 当該先導的な取組を行う
- － 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備
- － 教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育研究上適切な配慮を行う

上記①②について、文部科学大臣の認定を受けたとき※においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、「特例対象規定」の全部又は一部によらないことができる制度を創設

※ 認定を受けた大学「教育課程等特例認定大学」は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表

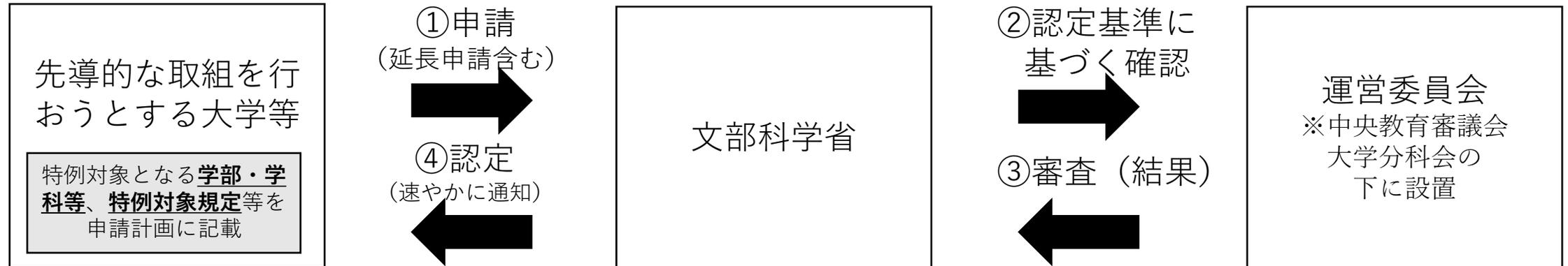
「特例対象規定」

第19条第1項（授業科目の自ら開設の原則）、第22条（1年間の授業期間）、
第28条・第29条第2項・第30条第4項（単位互換等の60単位上限）、第32条第5項（遠隔授業の60単位上限）、
第32条第6項（連携開設科目に係る30単位上限）、第37条・第37条の2（校地・校舎面積基準）、
第41条第3項（学部等連係課程実施基本組織に係る校舎面積等 ※基幹教員数に係る部分を除く。）、
第42条の8（入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定）、第45条第1項から第3項まで（共同学科に係る卒業要件の単位修得要件）、第47条・第48条（共同学科に係る校地・校舎面積）、第52条第2項・第54条第1項・
第2項（国際連携学科の共同開設科目に係る単位修得要件）、第56条の6・第56条の7第2項若しくは第3項（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地・校舎面積）

教育課程等に係る特例制度の申請・認定スキーム（イメージ）

- ・ 教育課程等に係る特例制度の活用を希望する大学の学長は、文部科学省へ申請。
- ・ 大学は、申請書に申請計画書その他別に定める書類（適合認定を示す書類、内部質保証に係る書類、情報公表を行っている事実関係を示す書類等^注）を添えて申請し、運営委員会（中央教育審議会大学分科会教育課程等特例制度運営委員会）において認定基準（※次ページ参照）に基づく確認・審査が行われ、その結果を踏まえて、文部科学大臣が認定。

注：インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には省略可能



教育課程等に係る特例制度の認定基準について

- ・ 認定基準は機関としての要件と先導的な取組に係る要件で構成。後者に関し、先導的な取組を行う必要性や実施する教育組織（学部等）、実際に活用する特例対象規定、具体的な実施内容、実行可能性などを申請計画書上に明記。

【認定基準】

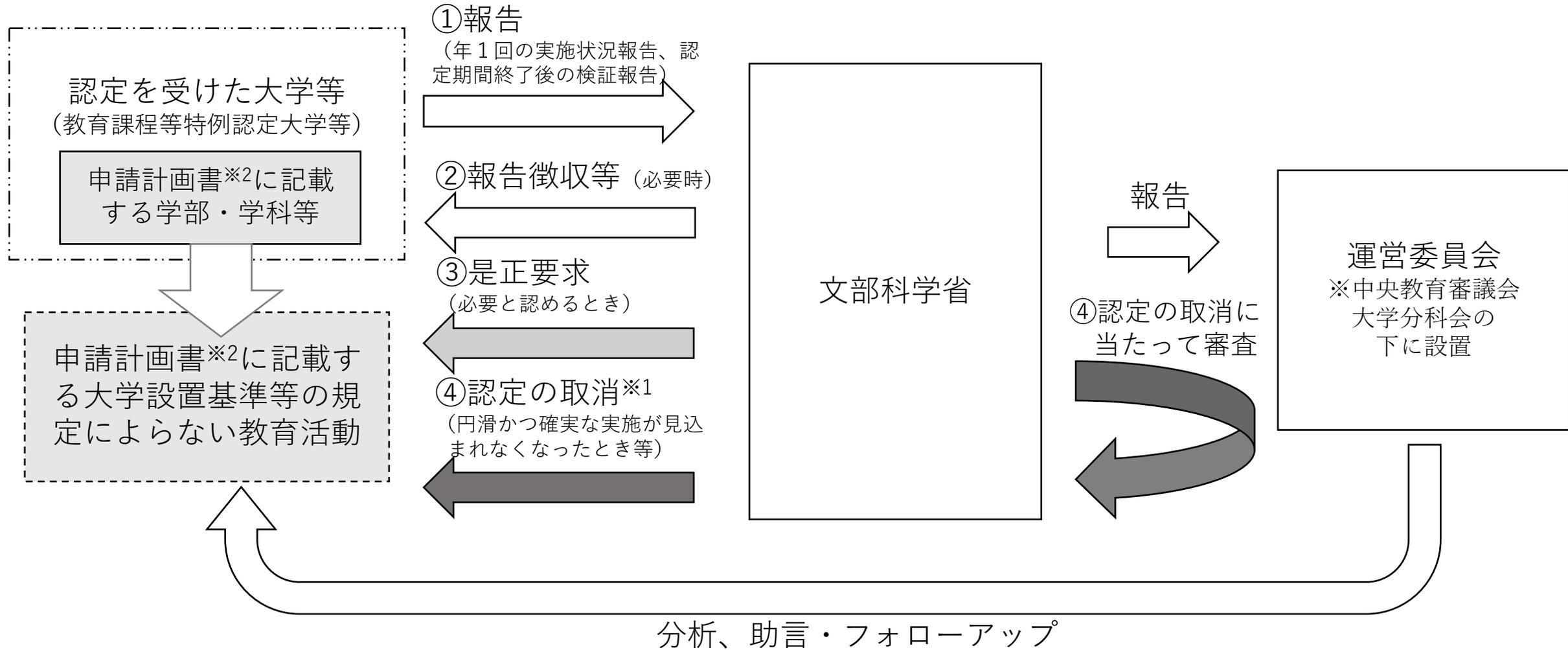
機関としての要件

- ・ 自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
- ・ 申請日の直近の認証評価において適合認定（分野別認証評価を除く）を受けていること
- ・ 申請の日前五年以内に次のいずれにも該当しないこと
 - － 法令の規定、寄附行為、定款等に違反したこと
 - － 財政状況が健全でなくなったこと
 - － 上記のほか、教育条件・管理運営が適正を欠くに至ったこと

先導的な取組に係る要件

- ・ 申請計画書において、次に掲げる事項が明らかにされていること及びその内容が確実に実施されると見込まれること
 - － 申請目的
 - － 先導的な取組として特例対象規定の全部または一部によらない教育（先導的な教育）を行う学部等
 - － 先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定
 - － 先導的な教育の実施内容
 - － 先導的な教育を行わない場合に比して、教育研究水準の向上に資する取組である根拠
 - － 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置
 - － 実施予定期間
 - － 先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画

認定後のスキーム（イメージ）

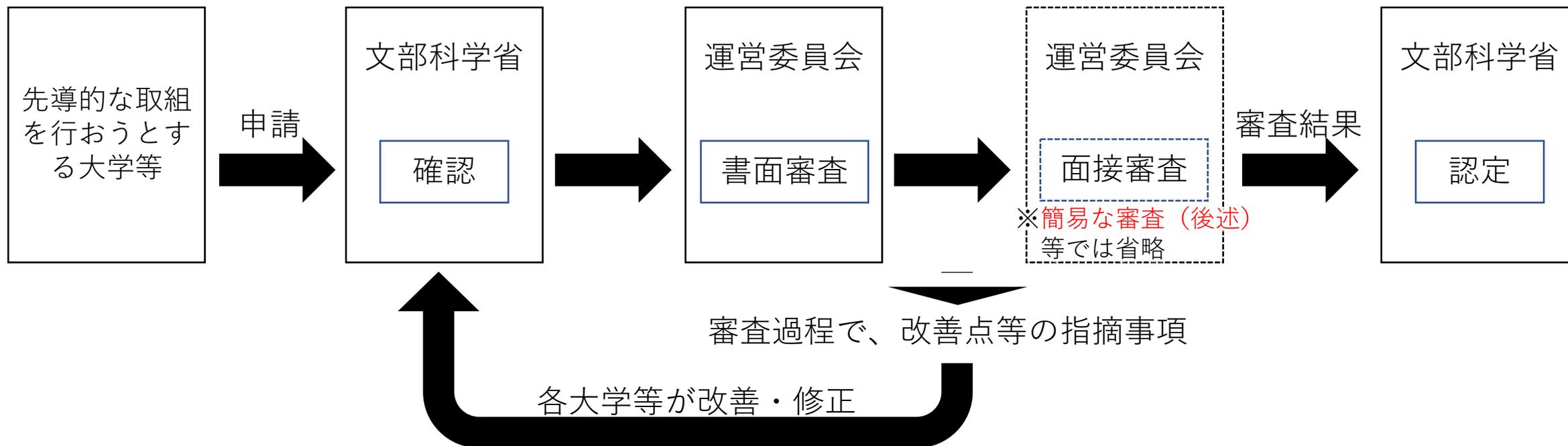


※1 認定を取消した場合の経過措置として、認定期間中に先導的な教育を行う学部等において先導的な教育を受けている学生が在籍している間は、先導的な教育を継続することが可能

※2 申請計画書に記載する特例対象となる学部等、特例対象規定を変更しようとするときは文部科学大臣の認定を、それ以外の事項について変更する場合は事前届出（軽微なものを除く）を要する。

審査方法について

- ・ 文部科学省における申請計画書等の確認の後、運営委員会における書面審査（必要に応じて面接審査も）を経て、運営委員会として認定の可否の判定を行う。
- ・ 運営委員会は、審査過程で改善点等を指摘するほか、「不可」の判定を行う際、その理由及び改善点等の指摘事項を付す。
- ・ 運営委員会の判定（審査結果）を踏まえ、文部科学大臣が認定（不認定）を行う。



機関としての要件の確認について①

- ・「機関としての要件」の確認に当たっては、大学等から当該要件を満たすことの申告内容を基礎に事実関係を確認する。
- ・大学等のホームページのURLを記載するなど、可能なものは提出を省略。

<機関としての要件>

- ・教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること
- ・教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
- ・申請の日の直近の機関別認証評価において適合認定を受けていること
- ・申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと
 - ①法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。
 - ②財政状況が健全でなくなったこと。
 - ③上記に掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

機関としての要件の確認について②

<機関としての要件>

- ・教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること

⇒ 本事項（内部質保証の体制整備）について、大学等のホームページにおける掲載情報等のほか、認証評価で改善等が指摘されている場合には、当該指摘とそれへの対応状況の提出を求める。

<機関としての要件>

- ・教育研究活動等の状況を積極的に公表していること

⇒ 本事項（積極的な情報公表）について、「教学マネジメント指針」に示された情報公表事項の例（※）を参考にしつつ、大学等として特に積極的に行っている情報公表の内容の記載を求める。

※「（１）『卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報公表の例」及び「（２）学修成果・教育効果を保証する条件に関する情報の例」

⇒ 当該大学等としての積極的な情報公表の内容を把握した上で、認定時などに本制度を活用した取組に係る留意事項等とあわせて、更なる積極的な情報公表を求めることを想定。

機関としての要件の確認について③

<機関としての要件>

- 申請の日の直近の機関別認証評価において適合認定を受けていること

<機関としての要件>

- 申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと
①法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。

⇒ 本事項（法令違反等の欠格要件）は、大学等の設置者として行った法令違反等をいう。ただし、役員等の個人が行った法令違反等であっても、業務との関連性が認められるものについてはこれに含まれるものとする。

※ 主に学校教育関連法令を想定するが、例えば労働基準法違反も含め、事業者として適用される全ての法令が対象となる。

※ 上記のような法令違反全般や寄附行為等違反に関し、現在は是正されている一時的な基準違反などの場合は、その内容や改善状況等を審査において確認し、改善等が図られていると認められるときは、ここでの欠格事由とはしない。

機関としての要件の確認について④

<機関としての要件>

- ・申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと
②財政状況が健全でなくなったこと。

⇒ 高等教育の修学支援新制度における「経営要件」（※）を満たさない場合をいう。

※高等教育の修学支援新制度の経営要件

以下の全てに該当する大学等（国公立の大学等は除く。）でないこと。

- ・その設置者の直前3年度の全ての収支計算書において「経常収支差額」がマイナスであること。
- ・その設置者の直前の年度の貸借対照表において「運用資産と外部負債の差額」がマイナスであること。
- ・直近3年度の全ての収容定員充足率が8割未満であること。

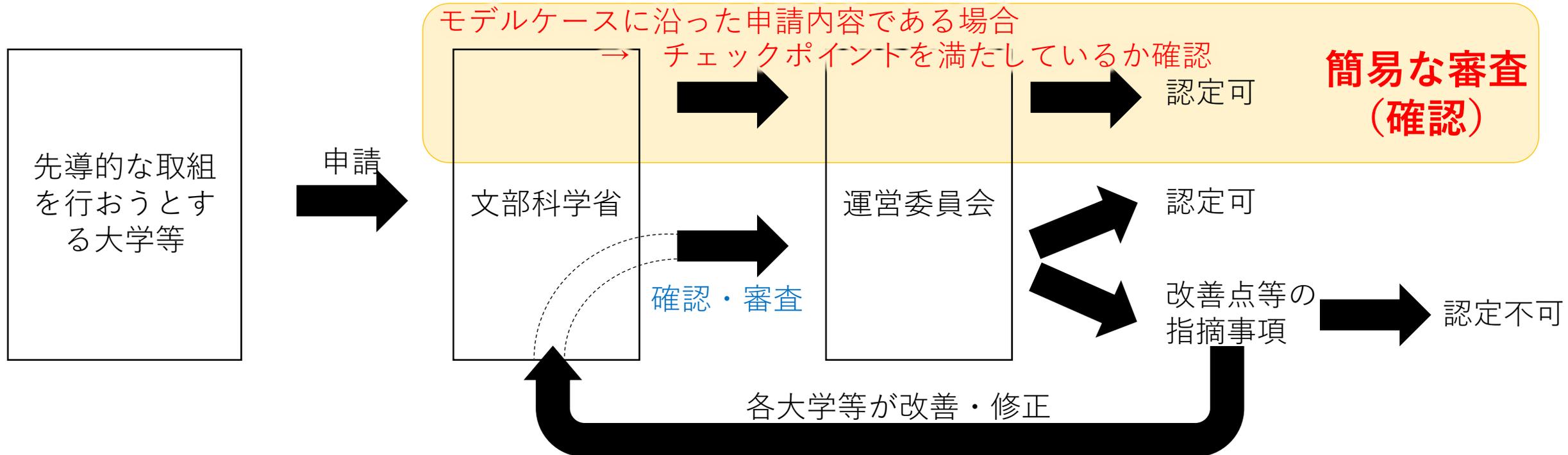
<機関としての要件>

- ・申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと
③上記に掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

⇒ 不適正な管理運営により私学助成が全額不交付となった場合などを想定。

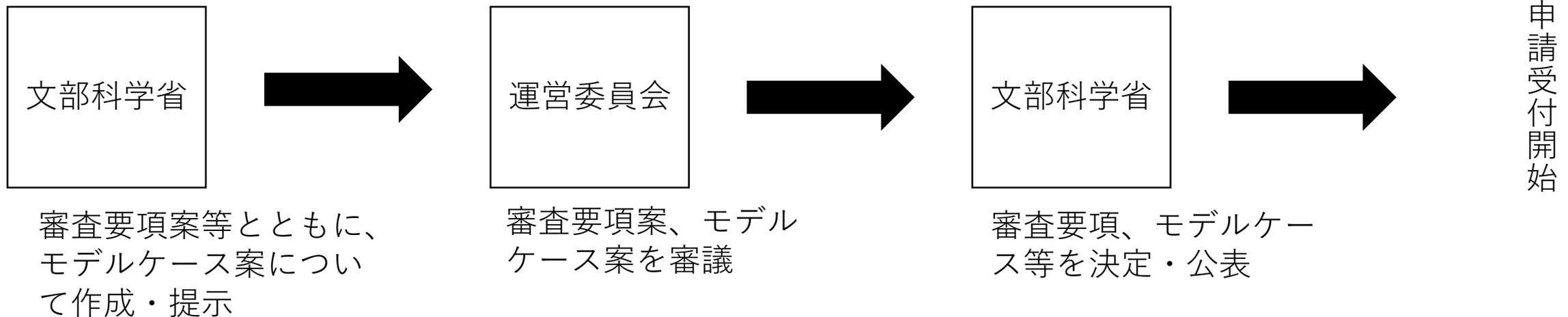
先導的な取組に係る審査の進め方について

- ・ 遠隔授業を活用した先導的な取組など、一定のモデルケースをあらかじめ示し、それに沿った申請については、より簡易な審査（確認）により認定を行う。
- ・ モデルケース以外についても、型にとらわれない、各大学等の創意工夫による多様で先導的な取組を対象に審査を行い、認定の可否を判断する。



モデルケースの考え方について

- ・簡易な審査の対象となるモデルケースは、あらかじめ運営委員会での審議を経た上で公表。
 - ・先導的な教育の実施内容や、規制緩和するに当たっての学生への適切な配慮などのチェックポイントを明示し、申請内容がこのチェックポイントを満たしているかどうかを確認。
- ⇒ モデルケースの提示により、審査結果の予見可能性を高めるとともに、スピーディーな確認・審査プロセスによる速やかな認定・取組開始が期待される。



モデルケース①

モデルケース①【同時双方向型オンライン授業を活用した先導的な取組】

(特例対象規定：遠隔授業の60単位上限)

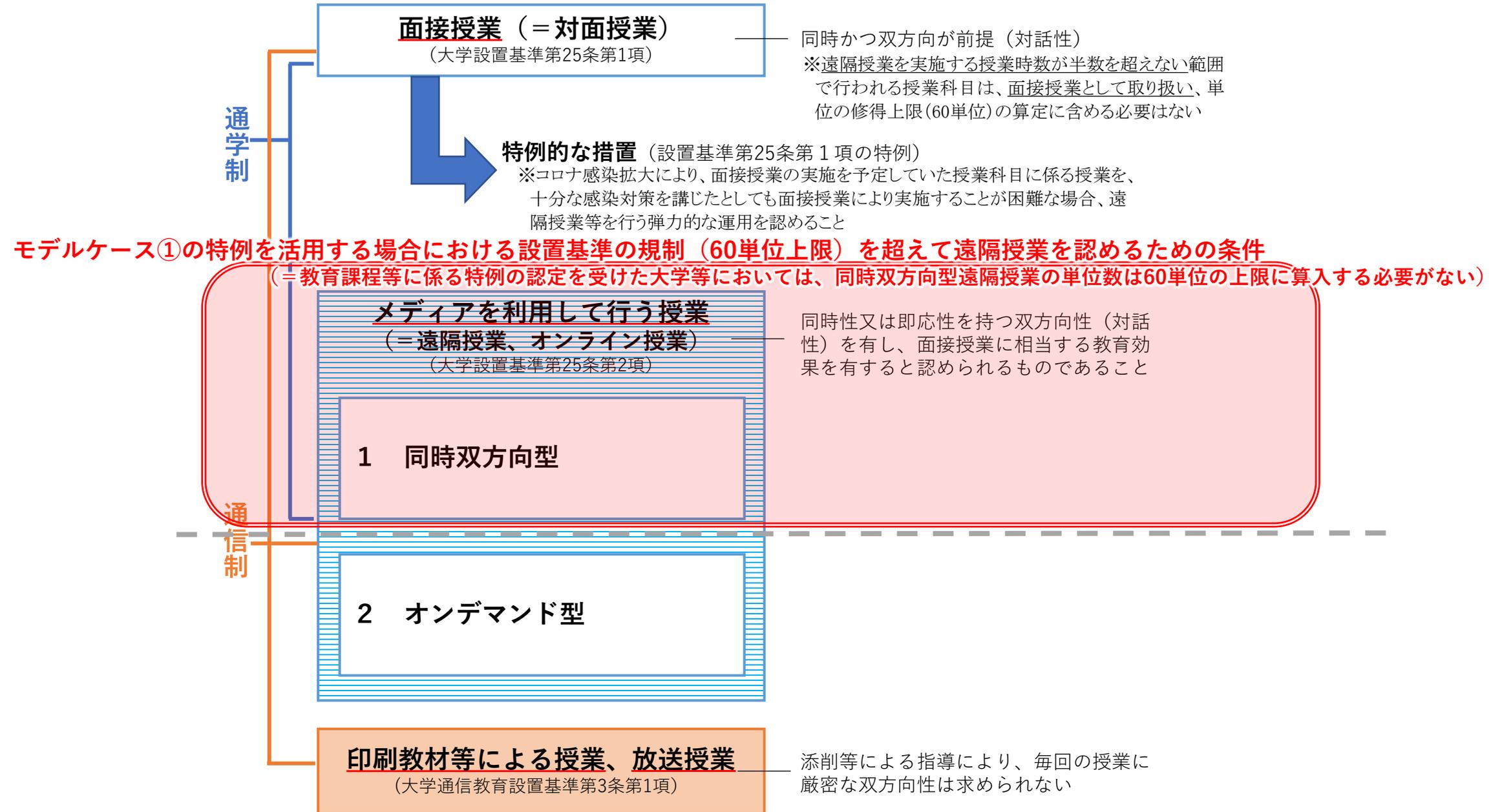
(想定される取組の一例)

- ▶ 地方での社会課題解決に向け、課題の異なる日本国内の複数地域でのフィールドワークを通じた実践的な教育活動を行うとともに、多様性のある国際的視野の獲得に向け、長期海外留学中に現地での社会体験活動やフィールドワークなどを行いながら、4年間を通して、国際性と地域性を基盤とした課題発見力・解決力を持った人材を養成する。
- ▶ その際、一定期間ごとに、
 - ①学生同士が、様々な滞在国や地域から、同時双方向型のオンラインで参加する、自らの体験・実践について発表・協議を行う演習
 - ②それを踏まえた各地でのフィールドワーク等の実践のルーティンを繰り返しつつ、大学のメインキャンパスで行われる講義等の授業も、同時双方向型のオンラインで受講するために、遠隔授業について60単位を超えて卒業に必要な修得単位として認める。

(チェックポイント)

- ☑ 先導的な教育の実施内容が、上記モデルケースに沿ったものとなっていること。(上記取組例は一例であり、方向性が同じであれば、厳密な同一性は問わない)
- ☑ 先導的な教育を行う上で、特例対象規定(遠隔授業の60単位上限)の緩和が、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的である旨が、申請計画書等において示されていること。

(参考) 授業方法と対話性の関係 (イメージ)



モデルケース②

モデルケース②【学修の多様化・深化×大学間連携】

(特例対象規定：授業科目の自ら開設の原則)

- 各大学の強みを生かし、相互補完の理念の下、学生の幅広い学修の選択に資するよう、文理や一般・専門教育を問わず質の高い多様な教育環境（オンラインも含む）を提供することにより、課題発見・解決力を持った人材を養成する。
- その際、大学等連携推進法人・複数大学設置法人の枠組みによらず、連携大学の授業科目を連携開設科目と位置付け、一定条件（協議会の設置など）の下、その単位を卒業要件となる修得単位数に算入することを可能とする。※連携開設科目に係る30単位上限の規定の適用は受ける

(チェックポイント)

- ☑ 先導的な教育の実施内容が、上記モデルケースに沿ったものとなっていること。
- ☑ 「学生に対する適切な配慮のための具体的な措置」として、
 - ① 教学管理に関して、連携大学間の協議会の設置、連携協定の締結など継続的な連携を確保するための措置
 - ② 連携協定の中に既入学生に対する連携開設科目の継続開設について盛り込むなど、連携開設科目を前提に入学した学生が、連携関係の解消による当該科目の中止等により不利益を受けないための具体的な措置について、申請計画書において示されていること。
- ☑ 先導的な教育を行う上で、特例対象規定（授業科目の自ら開設の原則）の緩和が、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的である旨が、申請計画書等において示されていること。

先導的な取組の構想イメージ

※以下はあくまで例示であり、各大学等の創意工夫による多種多様な先導的な取組が対象となる

グローバル人材育成

ミネルバ大学のように海外展開は難しいけれど、国際的視野を育みつつ、既存の国内サテライト施設なども活用して、国内の複数地域を周りながら、同様の取組ができないか…

「遠隔授業の60単位上限」の緩和

モデルケース①

【同時双方向型オンライン授業を活用した先導的な取組】
に沿って構想

成長分野の人材育成

これまでの大学コンソーシアムでの実績を土台に、データサイエンスなど成長分野に強みを持つ大学との教育課程レベルでの大学間連携ができないか…

「授業科目の自ら開設の原則」の緩和

…大学間連携による授業科目の連携開設

モデルケース②

【学修の多様化・深化×大学間連携の取組】
に沿って構想

地方創生

複数大学と連携して、「関係人口」の増加も見据え、いわば国内交換留学のような取組ができないか…

「授業科目の自ら開設の原則」の緩和

…大学間連携による授業科目の連携開設

「遠隔授業の60単位上限」の緩和

モデルケース①

【同時双方向型オンライン授業を活用した先導的な取組】

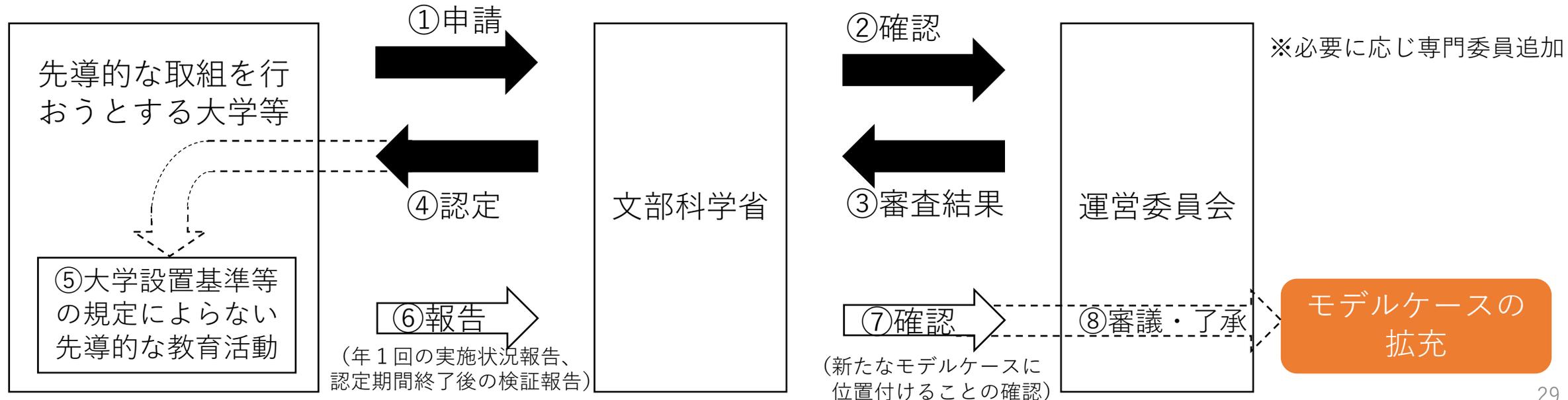
モデルケース②

【学修の多様化・深化×大学間連携の取組】

に沿って構想

本特例制度のPDCAサイクルについて

- ・ 大学の自主性に基づく、思い切った創意工夫ある先導的な取組を促すため、あらゆる特定対象規定を組み合わせて実施することも想定。
- ・ 審査を経て認定された先導的な取組については、その実施状況報告の内容も踏まえながら、好事例として、今後の簡易な審査の対象となるモデルケースに位置付け、特例制度自体のPDCAサイクルを回していくことも想定。
- ・ なお、型にとらわれない取組や、様々な特例対象規定の活用が考えられるため、必要に応じて運営委員会の専門委員の追加なども含め、審査体制を適時整えていくことも想定。



審査の観点

- ・ 申請計画書の記載情報に基づき、審査において確認するポイントを明示。

申請計画書の記載内容（**確認1** 記載すべき内容が明らかにされているか）

申請目的	※大学等が養成しようとする人材の在り方等に照らし、先導的な教育の実施により期待される効果に触れつつ、目指すべき姿を明らかにして記載すること。
先導的な教育を行う学部等	※先導的な教育を行う学部等の名称を記載すること。当該学部等が複数にわたる場合は、当該学部等の名称を全て記載すること。
先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定	※特例対象規定の条項（例：大学設置基準第32条第5項）を記載すること。
先導的な教育の実施内容	※大学等が行おうとする先導的な教育について、教育課程編成の基本的な考え方のほか、授業科目や教育活動の概要、教員等も含めた教育実施体制の確保、成績評価の際の留意点等の観点から、具体的に記載すること。
先導的な教育の実施が、当該先導的な教育を行わない場合に比して教育研究水準の向上に資する取組である根拠	※先導的な教育の実施が、申請目的を達成する上で、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的であり、大学の教育研究水準の向上に資することを具体的に記載すること。 ※特例対象規定の規制緩和が、先導的な教育を行う上で、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的であることを具体的に記載すること。
学生に対する適切な配慮のための具体的な措置	※先導的な教育の実施について、あらかじめ、学生募集の際の適切に周知や在学生に対する丁寧な説明を行うことや、実施後も学生からの意見聴取や相談受けの仕組みを整備すること等の配慮措置を具体的に記載すること。 ※特例対象規定の規制緩和に対する学生保護の観点も記載すること。
実施予定期間	※「期間」だけでなく「始期」及び「終期」も記載すること。 ※学部等の設置認可の申請を予定している場合には、開設希望年度とともにその旨を記載すること。
先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画	※あらかじめ、検証の実施に係るスケジュールのほか、教育効果・成果の測定方法、測定指標等を掲げること。 ※可能な限り定量的な達成目標を設定すること。 ※先導的な教育の取組に係るPDCAサイクルを機能させるための考え方（内部質保証）を記載すること。

確認2 記載項目横断的に確認するポイント

- ☑ 当該大学等の人材養成の目的と、本取組による先導的な教育内容とが整合的か。
- ☑ 本取組は、申請目的を達成するのに必要十分な内容か。
- ☑ 本取組による先導的な教育内容と規制緩和の内容とが整合的か。
- ☑ 本取組の内容は、具体性・継続性・教育の質の確保の観点から、妥当か。
- ☑ 本取組の内容は、円滑かつ確実に実施されると見込まれるか。（実現可能性があるか、本取組の基礎となる教育改革の取組などはあるか）
- ☑ 本取組の内容は、先進性、他大学等への波及可能性があるか。（他大学等を牽引する先駆的なモデルと言えるか）
- ☑ 達成目標の設定方法・内容は、明確かつ妥当か。

実施状況報告書・教育効果検証報告書について

- ・ 認定後のスキームの一環として大学等から求める「実施状況報告書」（年1回）及び「教育効果検証報告書」（認定期間終了後3月以内）に記載すべき事項等の具体的内容は、第1サイクルの申請状況を踏まえ、その審査を行う運営委員会で改めて審議の上、決定する。

<参考> 実施要項の抜粋

第7 実施状況報告書等

- (1) 教育課程等特例認定大学等は、毎計画年度（認定期間をその開始の日から1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）をいう。）、実施状況報告書を作成し、当該計画年度の終了後3か月以内に、文部科学大臣に提出しなければならない。
- (2) 教育課程等特例認定大学等は、インターネットの利用により（1）の実施状況報告書に記載すべき事項を公表している場合には、当該事項を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもって（1）の実施状況報告書の提出に代えることができる。
- (3) 教育課程等特例認定大学等は、認定期間の終了後3か月以内に、教育効果検証報告書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならない。

5. 各大学からいただいたご質問への回答

【令和4年11月説明会資料を時点更新や一部加筆したもの】

実施期間関係

* 赤字が追加・更新箇所

質問	回答
<p>今年度（令和5年度）に申請した案件は、令和6年度を開始時期とすることはできないのでしょうか。【R5追加】</p>	<p>令和5年度に受け付ける申請の案件についても、令和6年度を開始時期とすることを必ずしも排除するものではありません。ただし、令和6年度を開始時期とすることを希望されていたとしても、審査に要する期間が申請案件により異なってくることも考えられることから、あらかじめ、確定的な見通しをお示しすることは困難ですので、ご了承ください。</p>
<p>「実施予定期間」には、認定後の「学生募集・PR活動」の期間は含まれるのでしょうか。</p>	<p>実施予定期間には、認定後の学生募集等の期間は含みません。先導的な教育を実際に開始する時点を、実施予定期間の始期としてください。</p>
<p>認定後、どの程度の期間が「準備期間」として許容されるのでしょうか。例えば、現時点から「3～4年程度先」を「始期」と設定した申請を今年度に行っても認定されるのでしょうか。</p>	<p>認定から先導的な教育を実際に開始するまでの準備期間については、一律に定めてはならず、個別の案件に応じて判断することになります。本特例の認定を受けた上で、新たな学部等の設置認可申請を行うこともできるため、認定時期と実際の先導的な教育の開始時期との間に一定の準備期間が生じることも考えられます。ただし、当該準備期間中に何らかの事情変更を生じた際には、先導的な教育の開始前にもかかわらず申請計画書を変更することになるなど、煩雑な手続が必要となることも考えられるため、当該期間を必要以上に長く設定することは想定していません。</p>
<p>実施予定期間について質問させていただきます。最大何年間までといった上限の定めはないのでしょうか？この期間はどのくらいを想定されているのでしょうか？</p>	<p>実施予定期間の上限は特に定めていませんが、当該期間については、各大学から申請を受け付ける「先導的な教育」の内容により異なることが考えられるため、一概にお答えすることは困難です。</p>

モデルケース関係

*赤字が追加・更新箇所

質問	回答
<p>「大学設置基準等における教育課程等の特例制度について」のP25-26のモデルケースにおいて、オンデマンド型授業についても、先導的教育の実施に必要不可欠又は効果的効率的な実施に当たり合理的である旨が計画書にて説明できれば、メディア授業の特例対象にオンデマンド型が含まれる可能性があるのかについてご教示いただきたく、お願いいたします。</p>	<p>いわゆるオンデマンド型授業については、御指摘のモデルケースにおけるメディア授業には含みません。</p>
<ul style="list-style-type: none">・ 特例制度を活用し、「他大学開設科目」（＝自ら開設しない科目）を卒業要件科目として位置付ける場合、当該科目についても学則上に明記する必要があるのか。・ 毎年度「他大学開設科目」を変更するような運用は認められるのか。・ 「他大学開設科目」を「主要授業科目」と位置付けることは認められるのか。	<ul style="list-style-type: none">・ いわゆる自ら開設の原則について、特例制度を活用しようとする場合、他大学の開設科目も自大学と連携して開設するもの（連携開設科目）である必要があります。その上で、連携開設科目を卒業要件科目として位置付ける場合、当該科目について必ずしも学則上に明記する必要はありませんが、履修規程、シラバス等において適切に学生に対して周知することが必要です。・ 連携開設科目を毎年度変更することについては、一律にこれを妨げるものではありませんが、学生等の不利益にならないよう、大幅な変更は避けることが望ましいものと認識しています。・ 連携開設科目を主要授業科目として位置付けることもあり得ます。

学内手続関係及びその他関係

* 赤字が追加・更新箇所

質問	回答
<p>大学設置基準第57条第2項に、認定を受けた大学は、「特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め」とあります。何において定めるかは必ずしも学則である必要はないこと（学内規程・規則等でも可）、この点は各大学が適切に判断すべきこと、という理解で差支えないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。ただし、特例に係る事項の公表は、在学生や入学希望者等に対する配慮の観点から、これらの者が容易に了知できるように行う必要があります。</p>
<p>特例制度の適用に伴いカリキュラムの変更も要する場合、特例制度の申請時には、当該学則変更に係る意思決定を済ませておく必要があるか。</p>	<p>特例制度の適用に伴う学内の規程等の変更について、当該変更に係る手続は認定後に行うことで差し支えありませんが、当該変更を行うことに係る意思決定は、特例の申請時までには終えていただく必要があります。</p>
<p>既に在籍している在学生に、遡及適用することは可能か。</p>	<p>在学生に遡及適用することはできません。</p>
<p>申請中の間のPR活動や学生募集において、「（特例制度認定申請中）※申請中の内容であるため、変更となる場合がございます」などのような文言を付したうえで早期に告知をしてもよいか。【R5追加】</p>	<p>「PR活動」については、認定前においても、申請機関又はその設置者の責任において、「申請中であり、内容に変更があり得る」ことが明確に伝わるようにした上で、行うことが可能です。</p> <p>他方、「学生募集」（募集要項の配付、出願受付、入学者選抜等）及びそれに類する行為（指定校推薦の調整・登録、模擬試験等）については、認定前に、規制緩和を前提とした教育内容を示して行うことはできません</p>